

au でんき供給約款（関西電力・KDDI） 新旧対照表（2019年10月1日実施）

改定前（旧）	改定後（新）												
<p>1 適用</p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定する次のいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合は、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔平成 30 年 5 月 28 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、供給約款が変更となった場合には、変更後の約款といたしません。〕および電気供給条件（低圧）〔平成 30 年 7 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件といたしません。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、KDDI が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（関西電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）によります。</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>1 適用</p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定する次のいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合は、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕および電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、KDDI が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（関西電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）によります。</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>(2) 略</p>												
<p>48 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約容量等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、関西電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td style="text-align: center;">3,348 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,348 円	<p>48 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約容量等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、関西電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">税込金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td style="text-align: center;">3,410 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	税込金額	架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410 円
区分	単位	金額											
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,348 円											
区分	単位	税込金額											
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410 円											

改定前（旧）			改定後（新）		
地中配電設備 の場合	超過こう長 1 メートル につき	26,352 円	地中配電設備 の場合	超過こう長 1 メートル につき	26,840 円
<p>なお、張替えまたは添架を行う場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p>			<p>なお、張替えまたは添架を行う場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p>		
(2)～(7) 略			(2)～(7) 略		

■ 附則

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 この au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、平成 30 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>1 この au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>
<p>新設</p>	<p>3 この au でんき約款の実施にともなう切替措置 VII（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（50〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が 2019 年 10 月 1 日以降であるものから、この au でんき約款を適用いたします。</p>